

# 浜松市交通関係資料等頒布事務処理要領

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 この要領は、浜松市都市整備部交通政策課(以下「交通政策課」という。)が作成及び所有する交通関係資料等の頒布について必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 交通関係資料等 浜松市総合交通計画及び浜松市総合交通計画増補版をいう。
- (2) 頒布 交通政策課の所管に属する、市民が必要とする情報及び市民に知らせる必要があると認められる情報を市民に提供するために行う「販売」をいう。

### (利用者の責務)

第3条 交通関係資料等の頒布を申し込みする者(以下「申込者」という。)は、この要領の趣旨及び社会の良識に従い、頒布によって得た情報を適正に使用しなければならない。

## 第2章 販 売

### (販売資料の名称及び販売場所)

第4条 販売を行う交通関係資料等(以下「販売資料」という。)の名称及び販売場所は、別表第1のとおりとする。

### (販売資料の価格)

第5条 販売資料の価格は、別表第2のとおりとする。

### (販売方法)

第6条 申込者は、申込書(第1号様式)に必要な事項を記入する。

- 2 都市整備部都市計画課、北部都市整備事務所は、前項の申込書及び第5条に規定する金額と引き換えに販売資料を申込者に販売し、浜松市会計規則(昭和39年浜松市規則第7号)第47条に規定する領収書又は同規則47条の3に規定する金銭登録機による領収書を交付する。

## 第3章 雑 則

### (細目)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要領は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

( 施行期日 )

- 1 この要領は、平成 2 7 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1 ( 第 4 条関係 )

名 称	都市計画課	北部都市整備事務所
浜松市総合交通計画		
浜松市総合交通計画増補版	○	○

別表第 2 ( 第 5 条関係 )

名称	規格	価格
浜松市総合交通計画	A 4 判・冊子	1,000 円
浜松市総合交通計画増補版	A 4 判・冊子	300 円

## 図書購入の交付申込書

申込者	住所又は所在地			
	氏名又は名称		電話番号	( )

購 入			
名 称	単 価	数 量	金 額
浜松市総合交通計画	1,000		
浜松市総合交通計画増補版	300		
	計		